

2021年千葉県知事選挙

関政幸 候補 御中

若者政策に関する政策提言

2021年3月

日本若者協議会関東支部

目次

提案テーマ

1. 若者の政治参加 (p2～p5)
2. 教育・子育て (p5～p10)
3. ジェンダー (p10～p13)

1. 若者の政治参加

A. 主権者教育の拡充

(1)児童生徒の「意見を表明する権利」に関する配慮を求める通知及び校則の改正プロセス 明文化を求める通知の発出

児童生徒の意見表明及び提案等に対する学校や教職員の対応が、学校・地域・個人等によって差が生じている現状が存在する。健全な学校内民主主義の促進と機会均等の観点から、千葉県・千葉県教育委員会が主導し全国に先駆けて、児童生徒の「意見を表明する権利」の確保および校則の改正プロセス明文化を求める通知を発出すべきである。

(2)学校における政治的中立性の緩和・主権者教育に関する小中学校向け副教材の開発

現在の主権者教育は、教職員の政治的中立性を過度に意識するあまり、民主主義の制度的な理解の促進に限られていることが多い。実際に全国の国公私立の高等学校を対象に行われた標本調査でも、公職選挙法や選挙制度の仕組みへの理解という項目が第3学年の全体で76.3%を占める現状がある。

また、政治的中立性を守ることが、教育現場において現実の政治的事象を扱わない状態につながっており、その効果が十分に発揮されていない。

有効的な主権者教育を目指し、身近な地域課題や現実の政治的事象をテーマとして取り扱い、児童生徒から多様な意見を引き出せるような主権者教育に関する副教材を開発すべきである。なお、全国で初めて小中学校で主権者教育を実施する際の副教材を開発した神奈川県教育委員会では「自分の身の周りのできごとや現実の社会でおきている課題」に対し、「様々な見方・考え方を提示した指導」を実施するよう指摘している。

(3)学校運営への児童生徒の参加推進とサポート、学校自治に関する条例策定

現状の主権者教育は、多くの学校で授業内の実践に限定されることが多く、児童生徒にとって最も身近なコミュニティである学校生活において実践する機会が担保されていない。学校運営への児童生徒の参加を促進し、日々の生活のなかで民主主義の実践の機会を提供すべきである。

具体的には、既存の生徒会活動等を拡充していくほか、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）への児童生徒の参加を推進すべき。また、海外にて先行事例のある「学校自治に関する条例」を制定し、学校ごとに学校自治会議等の会議体を設置すべき。

また、調停者制度（メディエーター）を導入し、学校運営における児童生徒の利害調整・合意形成・課題解決を支援する専門人材を地域ごとに確保すべきである。

(4)学校内民主主義の現状把握と理解の促進

生徒会活動や校則等の学校運営の現状については、これまで具体的な調査が行われておらず実態が明らかになっていないことが多い。千葉県・千葉県教育委員会として県内の教育機関を対象に調査を実施し、実態を把握したうえで、学校評価の観点に「児童生徒の声・関与」を取り入れることが必要である。

また、児童生徒の学校運営参加への教職員・保護者等の理解を深めるため、教職員や保護者向けに主権者教育や学校内民主主義、学校運営の在り方に関する研修を実施すべきである。

B. 政策形成過程への若者の参画

(1)行政や附属機関等への若者の参加促進

地方自治体の組織構造は年功序列の傾向が強く、幹部職員への若者の登用は極めて限定的である。加えて、地方自治体が設置している行政モニターや審議会、委員会等の各附属機関は総じて構成員の平均年齢が高く、若い世代の声が反映されていない現状がある。これらの附属機関は20歳や18歳などを基準とした年齢制限が設けられていることが多く、若者の参加自体が妨げられていることも多い。

これらの行政や附属機関等の幹部職員/構成員に「若者枠」を設け、年齢制限を撤廃した上で若者を登用し、若者の声を行政や政策に反映させる環境を整備することが重要。

また、イギリスの「ヤングメイヤー制度」を先行事例として、若者から地域のリーダーを選出し、予算と職員を配分した上で若者施策の推進を図るべきである。なお、ロンドン市ルイシャム区の事例では、13歳～17歳をヤングメイヤーの被選挙権者とし、ヤングメイヤーには年間400万円の予算と職員2名が割り当てられている。

(2)若者議会・若者協議会の設置

行政やまちづくり、政策形成過程において若者の参画を促進させるため、若者によって構成される「若者議会」や「若者協議会」を設置すべき。また、形骸化する可能性が高い単純な意見聴取に終始するだけでなく、一定額以上の予算決定権や活動費を与えることが重要。愛知県新城市に設置されている若者議会は、若者の意見をまちづくりに取り入れるため条例によって設置され、実際に年間予算1,000万円が割り振られている。

(3)政治家と若者による定期的なタウンミーティングの開催

政治家と若者が定期的に交流・議論をするタウンミーティング等の場づくりをすることで、若者と政治の距離を縮めることに加え、政策形成過程における若者視点の反映・導入を促進するべきである。

具体的には、実際に政策を立案する立場にある政治家や公務員が学校や公園等に出向き、実際の地域課題や政策をテーマとして児童生徒や若者と定期的なミーティング・意見交換を行う仕組みを整備する。

C. 投票環境の整備

(1) 共通投票所の拡充

18歳選挙権実施にあたっての意識調査（総務省、2016年12月）では投票に行かなかった理由として、「投票所に行くのが面倒」が16.1%も存在している。この現状を受け、大学や駅前など多くの若者が利用する場所に共通投票所を設置するなど、投票コストを削減することで投票率の向上を促進すべきである。また、投票所の運営に大学生を登用しアイデアを取り入れていくなど、若者を当事者として巻き込んでいくことが重要。

(2) 不在者投票制度の周知、投票手続きの簡素化

学校卒業時に進学や就職で居住自治体を転居する際に、若者が住民票を転居前の自治体に残すケースが多いものの、不在者投票制度はその煩雑さゆえに活用する人が限定的である。制度の利用を妨げる具体的な要因としては、自治体における不在者投票制度の学生利用の制限に加え、手続きが郵送や持参に限定されているなど時間的コストの高さが挙げられる。

不在者投票制度の活用を促し投票率を向上させるため、インターネットによる手続きを可能にする等の制度的な簡素化に加え、制度自体の周知を積極的に行うべき。また、社会全体のICT化にあわせ、投票コスト削減の観点から将来的なオンライン投票の導入実現に向けて実証実験や試験的運用を促進していくべきである。

2. 教育・子育て

A. 経済的貧困の解消

(1) 奨学金制度の拡充

大学の授業料上昇とともに、授業料は学生・親への大きな負担となっており、世界的に見ても、日本の家計負担は非常に高い（OECD諸国の中で高等教育費の家計負担割合はワースト2）。返済不要の給付型奨学金を拡充することでこの負担を軽減すべき。また、奨

学費返済の負担感は重く、経済的貧困を理由に結婚を躊躇う若手社会人も多く存在する。出生率改善のためにも所得連動型返還制度の創設、返済免除・猶予制度の創設を行うべき。そして毎年の返済分を所得税や住民税の所得控除に充てられるようにすべき。また親が大卒でない「ファーストジェネレーション」に対する支援も求める。

(2)ひとり親家庭における子どもの養育費負担軽減

ひとり親家庭の困窮を招く大きな要因として、離婚相手と取り決めたはずの子供の「養育費」の不払い問題が挙げられる。厚労省が平成28年度に行った調査によると、離婚した世帯のうち養育費の取り決めを行っている母子家庭は42.9%、父子家庭は20.8%で、実際に支払いを受けているのはそれぞれ24.3%、3.2%にとどまっている。兵庫県明石市を参考に、養育費の立て替えや強制徴収を行う制度を作るべき。その際、相手側が養育費を支払わない場合、子どもの同意の上での氏名の公表や、過料などのペナルティーも効果的だ。また離婚後の面会交流支援や子どもの養育に関する相談体制も整えるべきである。

(3)貧困・格差に関する調査の実施

現在行われている学習状況調査や自治体が行なっている調査票には国際的水準の学術的根拠があると言い難い項目が散見される。現状、教育に関する政策・実践を分析可能なデータは極めて少ない。政策・実践の因果関係を特定するためにランダム化比較試験を教育制度内で積極的に実施することを求めたい。生徒単位で行うことが難しいのであれば、学校単位で行うことも考えられる。また東京都文京区が行っている「子ども宅食」支援事業は貧困家庭に対する実態調査として非常に有効であるので、千葉県としても行うべきである。

(4)申請主義の改善

福祉を必要とする経済的貧困層ほど時間に余裕がないことが多く、制度にたどり着けない問題がある。住民の要請を待たずに必要なサービスにつなげる「プッシュ型」の制度を創設すべき。千葉県千葉市のLINEの市公式アカウント内から記入した情報をもとに適合する給付制度を紹介するものなどが参考になる。

(5)住民税非課税世帯対象の高校入学準備給付金制度の創設

現状、高等学校への入学時に関する支援が抜け落ちている。山梨県などの先行事例を参考に経済的に余裕のない世帯の負担を軽減するため、高等学校等への入学時に必要となる経費に対し高校入学準備給付金制度を創設するべきである。

(6)学校給食の無償化

平成29年の文科省が行った調査によると、千葉県内において小中学校の給食の無償化を行っている自治体はわずか1、無償化を実施していない自治体は39にのぼる。食環境の格差を是正するため、義務教育での給食の完全な実施および県内の小中学校の給食を無償化にするべき。また東京都文京区などの先行事例を参考に、クラウドファンディングなどで「子ども宅食」を行う団体への支援を求めたい。

(7)小中私立学校も所得制限付きで一部無償化

平成26年度から国が小中私立学校へ進学する家庭に向けた就学支援金制度を創設したが、所得制限や給付額など不十分である点が多い。高等学校に限らず、小中私立学校も所得制限つきで一部無償化にするべきである。

(8)習い事助成の拡充

千葉市では昨年より、講座の自粛が続く習い事事業者に料金割引額に応じて助成（上限5万円）制度が行われている。各家庭の経済格差を背景とした教育格差是正のため、県としても習い事助成金の創設を行うべきである。

B. 健康な児童生徒の成長

(1)児童虐待対策に対する公的支援

千葉県の児童虐待の県所管児童相談所の相談対応件数は、平成25年度は4561件で全国3位となっている。一時保護施設や委託里親等の拡充を推し進めるべき。また若者保護シェルターの公的設置の検討も求めたい。

(2)若年層の自死対策

将来への不安などを理由に若年層が起こす自死事件数が全国で過去最高を更新している。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人と人との接触が社会的に避けられるようになり、この傾向はさらに高まると予想される。相談支援体制の充実、特にLINEなどより相談者が相談しやすい環境づくりを促進するべきである。

(3)ヤングケアラーに対する支援拡充

核家族化の進展、ひとり親家庭の増加により家族の介護をしながら教育・就労に参加する若者「ヤングケアラー」が問題視されている。埼玉県では「ヤングケアラー支援条例」が定められており実態調査及び支援を行っている。千葉県でもニーズアセスメントや支援のための条例策定を求める。また就労や教育への参加を支援することに焦点を当てた財政的支援、対面あるいは電話によるカウンセリングやトレーニング・ピアサポートの拡充を促進するべき。そして国・県・地方自治体および非政府機関の事業者によるサービスの中でケアラーが利用可能な地域のサービスへのナビゲートをするべきである。

(4)生活のために必要な教育（労働者の権利、金融教育、性感染症、避妊方法、育児実践に関する教育、情報リテラシー教育など）の拡充

現状は「義務教育」を終えても、実社会で生きるために必要な知識が与えられていない。具体的には、勤務先とのトラブルに遭った際の解決方法や労働者の権利、法律を変える方法、クレジットカードの意味、性感染症のことなどが教えられておらず、社会に出た後に自分で身につけなければならない状態になっている。

現在、年間の標準授業時数の削減も検討されているが、これを機に、（無味乾燥な暗記科目など） unnecessaryな学習内容を削減すべき。同時に、COVID-19の感染拡大による休校を機にオンライン学習が注目されているが、病気で登校できない人や何らかの事情で不登校の人も自宅でも授業を受けられるような体制を検討してみてもどうか。

(5)地域や民間企業を巻き込んだ産学官連携型教育の推進

カリキュラムやアフタースクールなどを通じて、民間企業の社員や研究者、大学生などと触れ合える機会を増やすことは、実社会で活躍できる人材を輩出する観点から有効である。例えば埼玉県戸田市は、70を超える企業や大学など関係機関と連携し、小中学校におけるプログラミング教育を実施している。千葉県でも同様の取り組みを推奨するべきである。

(6)アウトプットを増やす教育の充実

論文執筆（卒業論文等）は、自ら問いを立て、論理的な思考力が身に付く探究型学習であり、「自分の頭で考える」という土台となるため社会に出ても非常に役立つが、私立高校以外ではあまり行われておらず、これを公立高校にも広げていくべき。同時に十分な指導を行うためには下述の教員数増加も欠かせない。

C. 保育・学校環境の改善

(1)学校における働き方改革の推進

「教員勤務実態調査（平成28年度）」によると小学校で約3割、中学校で約6割もの教職員の時間外労働が過労死ラインを上回っており、2018年のOECDの調査では参加国中最長を記録した。これらを背景に教職員の余裕がなくなり生徒児童との関係は画一的で支配的なものとなっている。教員の働き方の改善として以下を提言する。

- ・ 正規採用教員の増員
- ・ 部活動の地域スポーツへの移行（もしくは部活動指導員の積極的な採用）
- ・ 県学力調査の目的が「調査」であれば悉皆式から抽出式に改める

(2)学校教育の質の確保

働き方改革と同時に複雑で重層化する児童生徒が抱える課題をサポートする教職員の拡充が必要である。そのために要支援度の高い学校から少人数学級・少人数指導体制を導入すべきである。そしてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の学校に関する専門職の常勤化と増員を求める。

(3)待機児童の早期解消

仕事と育児を両立できるよう、待機児童の早期解消と保育の質の確保、学童保育（放課後児童クラブ）の拡充を進めるべきである。また一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業の拡充を求める。

3. ジェンダー

A. 性犯罪防止に向けた体制づくり

(1)教職員による性暴力に対する罰則強化

教員による性暴力は、他の暴力同様許される物ではない。しかし、性暴力は他の暴力とは違い当事者が声をあげるのがより一層難しい暴力である。なぜなら本人がそれが暴力であると気づきにくい他、仮に声をあげても被害者に落ち度があったというセカンドレイプが起きやすいからだ。また、学校という環境では生徒に対して教員が権力を持っておりその関係は対等ではない。そのため、より被害を訴えにくくなり易い現状がある。そのため、同じようなことを繰り返さないためにも、性暴力を行った教職員に対する罰則の強化を求める。学校は子どもが守られる場であって、子供を危険にさらすような場であってはならない。子どもがより安心して生活ができるためにも、暴力は無くしていくべきである。

(2)若年層の売春防止に向けたとりくみ

性犯罪に巻き込まれる若者の中には、経済的な理由や家庭内暴力などが原因で家庭に居場所がなく繁華街で売春に巻き込まれるケースが一定数ある。そのような若者を一人でも減らせる様に、地域の中での居場所づくり、生活困窮世帯に対する支援の拡充を求める。

(3)性依存症の理解促進に向けた取り組み

痴漢や盗撮など性的逸脱の中には、本人の意思では止められない性依存症の人が含まれる。一方でそのような人たちに対する治療の取り組みは十分ではない。性依存症は他の依

存症同様に罰や反省で行動が改善される訳ではなく、医療や心理の専門家とともに治療を行う必要がある。そのため、まずは性依存症は治療が必要であり治せる物であるという広報を求める。次に、理解を広め、当事者が医療に繋がれるような環境づくりを求める。

B. 包括的性教育の促進

(1)教職員に対するジェンダー教育の実施

教育現場において教職員から発せられるメッセージは子どもたちに大きな影響を与える。月経中の生徒に対する体育の見学禁止や、性的マイノリティLGBTQに対する差別的な発言などは生徒のそれからの価値観に大きく影響する。そのため、学校教育での包括的な性教育の実施とともに、すべての教職員に対するジェンダー教育の実施を求める。

(2)性行為や性感染症のみならず、多様な性や人権を含めた包括的性教育の実施

若年層の人工妊娠中絶の増加や性感染症の蔓延により性教育の重要性は近年注目されていますが、その内容は月経・射精、性行為や性感染症など一部の内容に留まっている。一方で、国際社会でスタンダードとなっているユネスコによる国際セクシュアリティガイドランスによると、性教育とは人権や自己決定、多様な性や家族といった包括的で継続的な教育が求められている。文部科学省による歯止め規定が存在する一方で、プライベートゾーンや自己決定など取り組める項目も多く存在すると思われる。すべての人のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツを守るためにも包括的な性教育の実施を求める。

C. 誰でも子育てがしやすい体制づくり

(1)母子健康包括支援センターを活用した妊娠から出産子育てまでの包括的な支援体制づくり

核家族化や地域交流の減少により、子育て家庭の孤立が問題となっている。特に誰にも相談できず虐待に至ってしまうケースは大きく報道されている。それを防ぐために、妊娠段階から子育てまでも切れ目なく支援する制度づくりが必要である。フィンランドで行われている子育て支援制度ネウボラは、埼玉県和光市をはじめ日本の地方自治体でも取り入

られている。子どもとその養育を行う保護者、両者の健康的な生活を実現するために、切れ目ない支援体制づくりを求める。

(2)中学生・高校生などの若年妊娠をした人でも学校生活を続けられる支援体制づくり

現在具体的な性教育が実施されておらず、妊娠や出産がすべて自己責任となっている一方で、中学生や高校生の時点で妊娠・出産をすると学校を退学させる場合がある。この現状は若者のその後の生活をさらに厳しくしている。なぜならその生徒の学ぶ権利を奪い将来自立する機会を奪っているからだ。そのため、妊娠・出産をした生徒がその後も学校生活を送れるような支援体制づくりを求める。

(3)障がいがあり子育てをしている市民に対する支援制度の創設

現在施行されている障害者総合支援法には子育てをするすべての障がい者に対する支援制度は存在しない。歴史的にも障がい者は旧優生保護法の不妊手術からわかるように性や結婚の当事者とは見なされていない。一方で実際に子育てをする障がい者は様々な困難を抱えている。障がい者総合研究所の2018年調査によると約7割の障がい者が出産子育てにおいて不安があると回答している。さらに、親が十分に子供を養育できないということは、虐待やヤングケアラーの問題にも繋がっている。これらのことから、障がいのある市民に対する支援制度づくりを求める。

(4)男性の産休・育休取得の推進

男女共同参画社会が叫ばれる中で、女性の社会進出は進んでいるものの男性の家庭進出はいまだに進んでいない。厚生労働省の調べによると、男性の育児休業取得率はいまだに10%ほどに留まっている。女性の社会進出は男性の家庭進出により実現される物であり、それなくしてはジェンダー平等の実現も不可能である。そのため、男性の産休・育休の取得の推進、それに伴う政策の実施を求める。その中でも特に学校現場での男性教職員の産休・育休の取得は必要不可欠だと考える。何故ならそれにより、児童生徒のジェンダー平等の学びをさらに深められると考えるからだ。以上のことから男性の産休・育休の取得推進を私たちは求める。

(5)県立学校への生理用品設置

現在、生理用品は自費負担であり、月経を定期的に経験する人々にとって大きな金銭的負担となっている。特に、若年貧困層の人々にとって、毎月の度重なる金銭的負担は生活に支障を来す。私たちは、県立学校へ生理用品を設置し生徒の経済的負担を減少させることを求める。

(6)特定不妊治療費助成の拡充

千葉県では、平成17年1月1日から、不妊治療のうち、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を行う方を対象に治療費の一部を助成し経済的負担の軽減を図っている。ただ、国は、令和2年度第三次補正予算案にて不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充として支援を拡充する方針を示した。資金不足で不妊治療を断念する人が多い現状を踏まえ、「千葉県人口ビジョン」を実現するためにも、千葉県にて特定不妊治療費助成の拡充を行うことを私たちは求める。

(7)男女のカップル・日本人に限定しない子育て政策の実施

現在施行されている様々な子育て施策が男女の法律婚日本人のカップルを想定されている。一方で社会の中には一人親、事実婚や同性で子育てをする人、外国籍でありそれにより在留資格がある人など様々な人が子育てを行っている。そのため、そのような人たちは例えば病院や学校、生活基盤、家庭内暴力の際など様々な面で制度による困難を強いられている。私たちは、男女のカップル・日本人に限定しない子育て政策の実施を求める。

以上